民法改正で消費者問題も変わる！

民法改正と消費者問題

2020年4月1日に改正民法（債権法）が施行され、約半年が経過しました。
この改正民法を理解することは、変わりゆく消費者問題を解決するにあたり、極めて重要です。

このたび、日弁連や兵庫県弁護士会で債権法改正について検討され、多数の著書を書かれている辰巳裕規弁護士を講師にお迎えし、「民法改正と消費者問題」について、具体的な適用場面に即してご講演いただきます。

弁護士、修習生、消費生活相談員の皆さんをはじめ、消費者問題にかかわるすべての方に、すぐに活用できる最新の知識をお届けします。

2020. 10.1 木

時間／17:30～19:30　開催方法／オンライン（Zoomウェビナー）　事前申込／必要

参加費：無　料　　定員：500 名

Zoomウェビナー
申し込みフォームはこちらから
https://forms.gle/KgthLPxYfzBnCtLM9

どなたでもお気軽に参加できます！



講師　辰巳　裕規　弁護士

兵庫県弁護士会（芦屋本通り法律事務所）

元日弁連消費者問題対策委員会副委員長（2015.6～2020.5）。
著書：『生活者のための民法（債権関係）＆消費者契約法改正　法改正の概要と今後の課題』（耕文社、2016年9月）、『改正民法と消費者関連法の実務–消費者に関する民事ルールの到達点と活用方法–』（鹿野菜穂子（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）　監修　日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編、2020年6月（共著））など多数

主催／京都弁護士会
お問い合わせ／弁護士住田浩史 sumida@oike-law.gr.jp

京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION